

## 鹿児島県の公文書館に求められる機能等について

## 1 経緯等

- ・ 令和5年3月に鹿児島県公文書等の管理に関する条例を制定（令和6年4月1日施行）。
- ・ 条例の施行に向け、施行規則（案）及び実施機関の公文書管理規程（案）を公文書管理委員会に諮問し、必要な規則等を令和5年度に制定。
- ・ 公文書管理規程に規定する保存期間満了時の措置の設定基準の策定に伴い、現在保有する公文書のうち、将来的に保存すべき特定歴史公文書を試算すると、その文書量は約15万冊と見込まれる。
- ・ 特定歴史公文書として保存すべき文書が一定量になると見込まれることを踏まえ、その利用等を積極的に推進する観点から公文書館の設置に向けた検討の開始。

## 2 公文書管理委員会における意見聴取

## (1) 目的

- ① 公文書館の設置に向けた検討を進めるため、公文書管理委員会から本県の公文書館に求められる機能等について意見をいただく。
- ② 県は、公文書管理委員会からいただいた意見を踏まえ、設置場所等を含め、公文書館の設置に向けて検討を進める。

## (2) 意見聴取の進め方

- ・ 令和6年度に開催される公文書管理委員会において、公文書館の主たる目的である以下の論点ごとに意見聴取を実施。

## 【主な論点】

- ① 公文書館での収集・保存に関すること  
例) 公文書館で収集・保存する文書の対象範囲、特定歴史公文書の管理・保存方法 など
- ② 県民の利用に関すること  
例) 特定歴史公文書の利用情報の公開、利用の促進に向けた取組 など
- ③ 公文書館での調査研究に関すること  
例) 公文書館での調査研究の方向性、専門職員の確保・育成 など

- (3) 予定回数  
5回